

保 険 募 集 指 針

十勝信用組合は、公正な保険募集を行うことの重要性に鑑み、保険募集にかかる方針を「保険募集指針」として定め、これに従って、適正な業務を行うよう取り組みを行っております。

- 1) 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な業務を行うよう努めます。
保険募集にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守するとともに、適切な販売・勧誘活動を行います。
- 2) お客さまへの商品説明においては、保険契約に係るリスクの所在等について適切な説明を行うとともに、お客さまの自主的なご判断による選択を可能とするための情報提供に努めます。
お客様には、募集を行う保険商品の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金・満期返れい金・解約返れい金等のお支払いを行うのは保険会社であることや、その他引受保険会社が破綻した場合の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
複数の保険商品を取り扱う場合は、その中からお客さまの自主的なご判断による選択を可能とするための情報提供を行います。
保険募集において、万一、保険業法、金融商品取引法、その他の法令に抵触する行為によりお客さまに損害を与えた場合には、募集代理店としての販売責任を負います。
- 3) お客さまのご意見等の収集に努め、また、お客さまのご満足度を高めるよう努めます。
お客さまの様々なご意見等の収集に努め、適正な販売活動等に活かしてまいります。
ご契約いただいた保険契約に関し、契約内容、各種手続き方法に関する照会、苦情、相談等については、契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、苦情、相談、照会、手続き等の内容によりましては、引受保険会社へ報告・連絡、または保険会社と連携して対応させていただく場合があります。
保険募集時のお客さまとの上記の説明にかかる面談内容や苦情・相談受付窓口にお寄せいただいた内容を記録させていただくとともに、面談記録等については保険期間が終了するまで保存するなど、お客さま対応を適切に行うための管理を行います。
- 4) 法令等に定められた「保険募集が可能なお客さまの範囲」および「契約条件にかかる制限」等を遵守します。
当組合では、保険募集が可能な範囲・条件等を遵守するために、お客さまからご勤務先等を確認させていただく場合があります。
当組合は、法令上の特例措置に基づき、当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員さま、当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さまを保険契約者とする保険募集を行う場合、個人年金保険を除く生命保険商品については、保険契約者1名あたりの通算の保険金その他の給付金の額は1,000万円を限度としてお取扱させていただきます。

[お問合せ窓口]

保険契約に関する苦情・ご相談その他不明な点は、取扱営業店または下記までお問合せください。

十勝信用組合 営業推進部 電話番号：0155-23-1375

受付時間：当組合営業日の午前9時から午後5時